

発行 一般社団法人 池袋労働基準協会

TEL. 03-3988-6344 FAX. 03-3988-6366

<http://www.ikerokyo.or.jp/> e-mail:office@ikerokyo.or.jp

〒170-0014 東京都豊島区池袋1丁目8番8号

令和7年度 定時総会・懇親会開催



令和7年度定時総会は、6月17日(火)午後3時30分からホテルカデンツァ東京の2階「アゼリア」において、役員及び会員総勢60名が出席して開催されました。

上田副会長の司会により始められた総会は、始めに大島隆夫会長挨拶、続けて大島会長が議長に就任し、資格報告のあと議事に入りました。第1号議案「令和6年度財務諸表承認の件と監査報告」の議案について事務局から説明があり、審議の結果いずれも満場一致で承認されました。引き続き第2号議案「理事及び監事の選任に関する件」の議案についても満場一致で承認され、令和7年度・8年度の理事、監事の皆様が新たに選任されました。

さらに、「令和6年度事業報告」「令和7年度事業計画」及びこれに伴う「令和7年度収支予算の報告」「令和6年度新入会員」などについて説明があり、いずれも承認されました。

目 次

❖令和7年度 定時総会・懇親会を開催.....	1～4
— 新任及び退任会長のご挨拶 役員名簿 (令和7・8年度)	
❖令和7年度 全国安全週間説明会を開催.....	5
❖池袋労働基準監督署からのお知らせ.....	6
— 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の概要	
❖ハローワーク池袋だより「キャリアアップ助成金のご案内」.....	7
❖全国労働衛生週間説明会のご案内 講習会等・協会行事実施と計画.....	8

この後休憩に入り、この間、新任理事・監事による臨時理事会が別室で開催され、会長、副会長、会計担当理事が選出されました。（任期は2年後（令和9年度）の定時総会終結時までとなります。）

また本総会をもって退任された大島会長より退任のご挨拶があり、終わりに黒田副会長の閉会の言葉により令和7年度定時総会は、無事終了いたしました。

午後5時より22階「レインボー」に会場を移し、懇親会が行われました。

貝和副会長の司会により、今井新会長の新任の挨拶の後、ご来賓の高際みゆき豊島区長、田村滋康池袋労働基準監督署長、高橋大弐池袋公共職業安定所長の3名よりご祝辞をいただきました。続いて小池副会長よりご来賓ご紹介、そして井口薫練馬産業連合会会長のご発声で乾杯が行われました。懇親会では副会長を退任された秋山勉氏、及び監事を退任された長江洋介氏より退任のご挨拶がありました。

その後、ご来賓の皆様と会員の方々との名刺交換や歓談が行われ、最後に福田副会長の中締めにより、盛会のうちに閉会となりました。

ご 来 賓

豊島区長

池袋労働基準監督署長

池袋労働基準監督署副署長

池袋公共職業安定所長

一般社団法人豊島産業協会会長

一般社団法人板橋産業連合会会長

一般社団法人練馬産業連合会会長

東京商工会議所板橋支部事務局長

東京商工会議所練馬支部 主査

公益社団法人東京労働基準協会連合会専務理事

高際みゆき 様

田村 滋康 様

上村 和也 様

高橋 大弐 様

福田 浩志 様

豊城 勇一 様

井口 薫 様

伊東 海 様

細井 悠輔 様

上島 卓司 様



高際豊島区長



田村監督署長



高橋安定所長



今井会長



練馬産業連合会 井口会長



懇親会風景



福田副会長

大島会長は、本定時総会の終結時をもって退任し、後任として今井敏弘副会長が会長に就任いたしました。

なお、令和7・8年度の役員名簿は次頁に掲載しております。

退任の挨拶

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて私儀

このたび6月17日付をもちまして一般社団法人池袋労働基準協会会長を任期満了により退任いたしました

令和3年6月に就任以降長期に至る在任中格別のご厚情ご高配を賜り厚く御礼申し上げます
後任今井敏弘会長ほか 役員一同に対しまして私同様これからも引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます

これまで賜りましたご厚情に深謝し書中をもちましてご挨拶申し上げます

敬具

令和7年6月 吉日

一般社団法人池袋労働基準協会
前会長 大 島 隆 夫

新任の挨拶

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて私儀

このたび6月17日付をもちまして前会長 大島 隆夫の後任として一般社団法人池袋労働基準協会会長に就任いたしました

微力ではございますが 会員事業者の皆さまのさらなる飛躍と当協会の事業運営に寄与するため全力を尽くす所存でございます
何卒一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます

まずは略儀ながら書中をもちましてご挨拶申し上げます

敬具

令和7年6月 吉日

一般社団法人池袋労働基準協会
会長 今 井 敏 弘



一般社団法人 池袋労働基準協会（令和7・8年度）

役員名簿

2025年6月17日

役職名	氏名	事業場名	地区
会長	今井敏弘	今井保全株式会社	豊島
副会長	福田浩志	(株)ウエマツ	豊島
副会長	貝和博	(株)ウイング企画	豊島
副会長	上田一成	ミノリ化成工業(株)	板橋
副会長	豊城勇一	丸豊工業(株)	板橋
副会長	黒田哲治	内野建設(株)	練馬
副会長	小池聡	(株)小池工務店	練馬
会計担当理事	佐々木誠	(株)セシム	豊島
会計担当理事	棟方輝彦	東京都チャレンジドプラスTOPPAN(株)	板橋
会計担当理事	小松隆浩	小松電気工事(株)	練馬
理事	大南弘巳	大南経営労務アドバイザーオフィス	豊島
理事	藤井雄一	東日本印刷(株)	豊島
理事	小松原芳彦	(株)小松原工務店	豊島
理事	藤川盛弘	(株)アマランス	豊島
理事	大野幸	白十字(株)	豊島
理事	金田秀信	オリエンタル酵母工業(株) 東京工場	板橋
理事	今福崇	TOPPAN(株) 情報コミュニケーション事業本部	板橋
理事	富安昌宏	日本金属(株) 板橋工場	板橋
理事	本川藤邦	太盛運輸(株)	板橋
理事	田中雄大	(株)シントク	板橋
理事	高林格	(株)理研計器	板橋
理事	高野正司	東洋興業(株)	板橋
理事	小林佑一郎	(株)ジェイシティー	練馬
理事	澤永智弘	(株)タムラ製作所	練馬
理事	小林淳	(株)エコー	練馬
理事	井戸大通	(株)アンテンドゥ	練馬
理事	安田保	大陽ステンレススプリング(株)	練馬
監事	湯浅浩史	東京信用金庫	豊島
監事	荒木秀幸	みずゞ興業(株)	板橋
監事	井口勲男	(株)コルノマカロニー	練馬

令和7年度 全国安全週間説明会を開催

主催：池袋労働基準監督署、(一社)池袋労働基準協会

協賛：(一社)豊島産業協会・(一社)板橋産業連合会・(一社)練馬産業連合会



開場風景



田村署長

令和7年6月4日(水)、としま区民センター多目的ホールにおいて、約110名の事業場の方が参加して、「令和7年度全国安全週間説明会」が開催されました。

この説明会は「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」のローガンのもと、今年で98回目を迎える全国安全週間及び準備期間の効果的な実施と、これを利用した事業場の安全文化の醸成を促進する目的から、企業経営者や安全管理担当者等を主な対象として開催したものです。



大島会長

始めに、主催者より田村滋康 労働基準監督署長、大島隆夫 (一社)池袋労働基準協会会長の挨拶、引き続き副会長の紹介後、説明に入りました。

池袋労働基準監督署の室岡安全衛生課長より、「安全週間実施要綱等について」と題し、全国安全週間及び準備期間における趣旨、及び、熱中症対策を中心に今年度示された、安全週間実施における留意事項と具体的な取組内容の説明がなされました。続いて、田母神第二方面主任監督官より「今後の労働安全衛生対策について」と題し、全国、池袋署管内の労働災害の動向や、転倒災害や腰痛等、行動災害の防止について説明がありました。最後に、一般社団法人板橋中小企業診断士協会理事・広報部長の猿川明氏より「非常災害時に企業に求められる対応」と題し、①地震および複合災害 ②台風や局地的豪雨等水害 ③サイバー攻撃など被害事例をもとに、事業者としての災害に対する備えと対策についてご講演いただきました。



室岡課長



田母神主任



猿川講師

池袋労働基準監督署からのお知らせ

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の概要 (令和7年5月14日公布)

■改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

■改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

○ ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。

その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

○ 高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。

このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

■施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）



ハローワーク池袋からのお知らせ



キャリアアップ助成金のご案内

1 事業の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

コース名/コース内容	支給額（1人当たり）	加算措置等/加算額
正社員化支援 正社員化コース 有期雇用労働者等を正社員転換（※） ※ 多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む ▶ 正社員転換後6か月間の賃金が正社員転換前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要 障害者正社員化コース 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換	【重点支援対象者※】 有期→正規： 80万円（60万円） 無期→正規： 40万円（30万円） ※ a: 雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b: 雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下 ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c: 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者 ▶ 新規学卒で雇入れから一定期間経過していない者については支給対象外 ▶ 有期雇用期間が通算5年超の者は無期雇用労働者とみなして適用 1年度1事業所当たり上限人数：20人 ① 有期→正規： 90万円（67.5万円） ② 有期→無期： 45万円（33万円） ③ 無期→正規： 45万円（33万円）	正社員化コース ■通常の正社員転換制度を新たに規定し転換 ⇒1事業所当たり 20万円（15万円） ■勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換 ⇒1事業所当たり 40万円（30万円） ※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、 ①120万円（90万円） ②③60万円（45万円）となる。
処遇改善支援 賃金規定等改定コース 有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用 賃金規定等共通化コース 有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用 賞与・退職金制度導入コース 有期雇用労働者等を対象に賞与又は退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施	① 3%以上4%未満： 4万円（2.6万円） ② 4%以上5%未満： 5万円（3.3万円） ③ 5%以上6%未満： 6.5万円（4.3万円） ④ 6%以上： 7万円（4.6万円） 1年度1事業所当たり上限人数：100人 1事業所当たり 60万円（45万円） 1事業所当たり1回のみ 1事業所当たり 40万円（30万円） 1事業所当たり1回のみ	賃金規定等改定コース ■「職務評価」の活用により実施 ⇒1事業所当たり 20万円（15万円） ■昇給制度を新たに設けた場合 ⇒1事業所当たり 20万円（15万円）
年収の壁・支援強化パッケージ 社会保険適用時処遇改善コース 短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ、労働時間の延長（週当たり4時間以上等）を実施（R7年度末までの措置）	(1)手当等支給メニュー 50万円（37.5万円）（※） (2)労働時間延長メニュー 30万円（22.5万円） ※1～3年目までの各要件を全て満たした場合の3年間の合計額	※（ ）は、大企業の場合の額。 < > は、小規模事業所の場合の額。 ※加算措置要件を満たした場合は、支給額+加算額を助成。
130万の壁対応 短時間労働者労働時間延長支援コース 短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、賃上げ、労働時間の延長（週当たり5時間以上等）を実施	60万円（45万円） <75万円>（※） ※1～2年目までの各要件を全て満たした場合の2年間の合計額 複数年度かけて要件を満たす場合も助成対象 令和7年7月1日に施行予定	※上限人数は、1年度当たりの上限。記載がないコースは上限はない。



キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、

池袋公共職業安定所 本庁舎3階 助成金コーナー

☎03(3987)8609(33#)

全国労働衛生週間説明会のご案内

令和7年度全国労働衛生週間説明会を下記により開催いたします。
皆様のご参加をお待ちしております。

開催日時 令和7年9月2日(火)午後1時30分～

会場 IKE・Biz(としま産業振興プラザ)6階多目的ホール

※ 詳細につきましては、同封のリーフレットをご確認ください。

－ 事業場見学会のご案内 －

日時:10月2日(木)8時50分出発 定員:30名
見学施設:日本発条株式会社ばね生産本部(横浜市)

→ 豊洲のレストラン「汐待茶寮」で昼食 →

→ 歌舞伎鑑賞 演目:義経千本桜(銀座歌舞伎座)

※詳細につきましては、同封のリーフレットをご確認ください

－ 池袋協ゴルフコンペのご案内 －

日時:10月15日(水)8:00コーススタート

場所:森林公園ゴルフ倶楽部

埼玉県大里郡寄居町大字牟礼1132

※詳細につきましては、同封のリーフレットをご確認ください

講習会等・協会行事実施報告と計画

当協会主催講習会等についての内容、お申し込みは同封のご案内か当協会ホームページをご覧ください。
他地区協会との共催講習会の内容、お申し込みは当協会ホームページをご覧ください。

なお、講習会等については中止となることもありますので、ホームページをご覧になるか、事務局までお尋ねください。

2025年(令和7年)4月～2026年(令和8年)3月講習会等実施計画(予定)

<池袋協会主催講習会等>	2025年(令和7年)										2026年(令和8年)		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
新入社員安全衛生教育等講習会	9日												
労働行政運営方針説明会		22日											
労働法セミナー									未定				
全国安全週間説明会			4日										
全国労働衛生週間説明会						2日							
地区年末年始労働災害防止推進大会								27日					
人事労務・労働保険担当者法令実務説明会												予定	
安全衛生推進者養成講習		20-21日				17-18日					17-18日		
安全管理者選任時研修			24-25日				21-22日					17-18日	
衛生推進者養成講習				9日			7日				4日		
労災保険給付基礎講座(三田主催)		14日											
人事労務担当者基礎講習(三田主催)			4日										
化学物質管理者講習(新宿主催)			4日										
人事・労務担当者の労基法(新宿主催)			16日										
雇用保険・社会保険基礎講座(新宿主催)			18日										
労災保険給付 Atoz講習会(新宿主催)			24日										

協会ホームページ <http://www.ikerokyo.or.jp/>

講習会等申込書、入会申込書をダウンロードできます。講習会等のご案内については、随時更新いたします。